

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<p style="font-size: small;">発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)</p>
-----------------------------------	--

目次

告 示	ページ
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税務課)	1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (2件) (防災砂防課)	1
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	1
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	1
高知県収用委員会公告	
○公示による通知 (3件) (4・26揭示)	2

告 示

**高知県告示第277号**

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成28年5月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 名称及び代表者の氏名  
有限会社田内俊夫商会 代表取締役 田内 禎祐
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地  
高知市薊野北町一丁目9-35
- 3 取消年月日  
平成28年3月1日

**高知県告示第278号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県安芸土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年5月10日

高知県知事 尾崎 正直

安芸郡北川村平鍋

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番

1	安芸郡北川村平鍋字セド	196-へ
2	〃 〃 〃 字フカゼ	3-61
3	〃 〃 〃 〃	3-55
4	〃 〃 〃 字ダンボキ	497
5	〃 〃 〃 〃	56-6
6	〃 〃 〃 字中洲	65-6

(2) 区域

標柱1から6までを順次に直線で結んだ線及び標柱6と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

**高知県告示第279号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年5月10日

高知県知事 尾崎 正直

幡多郡黒潮町西ノ路

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	幡多郡黒潮町拳ノ川字西ノ路山	2294-60
2	〃 〃 〃 〃	2294-40
3	〃 〃 〃 〃	2294-36
4	〃 〃 〃 〃	2294-30
5	〃 〃 〃 〃	2294-22
6	〃 〃 〃 字上西ノ路	1016-2
7	〃 〃 〃 〃	997-3
8	〃 〃 〃 〃	981-2
9	〃 〃 〃 字西ノ路	941

10	〃 〃 〃 〃	932
----	---------	-----

(2) 区域

標柱1から10までを順次に直線で結んだ線及び標柱10と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、甬喜峯疎水土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成28年5月10日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所	
(退任)			
理事	大塚 俊介	香美市土佐山田町上改田	200番地1
〃	小野山裕司	〃 〃	95番地
〃	岡崎 学	〃 土佐山田町須江	383番地
〃	高野 雄造	〃 〃	408番地
〃	竹崎 稔	〃 土佐山田町久次	339番地
〃	山中 譲二	〃 〃	14番地2
〃	西本 健夫	南国市植田	899番地の1
〃	藤尾孝二郎	〃 〃	947番地2
〃	門田 俊一	〃 〃	907番地の2
監事	高野 恭滋	香美市土佐山田町須江	183番イ地
〃	古谷 豊水	南国市植田	913番地
〃	門田 秀夫	〃 〃	1050番地
(就任)			
理事	大塚 俊介	香美市土佐山田町上改田	200番地1
〃	小野山裕司	〃 〃	95番地
〃	岡崎 学	〃 土佐山田町須江	383番地
〃	千頭 英治	〃 〃	172番地
〃	竹崎 稔	〃 土佐山田町久次	339番地
〃	山中 譲二	〃 〃	14番地2
〃	西本 健夫	南国市植田	899番地の1
〃	藤尾孝二郎	〃 〃	947番地2
〃	門田 俊一	〃 〃	907番地の2
監事	山崎 純平	香美市土佐山田町須江	848番地1
〃	古谷 豊水	南国市植田	913番地
〃	門田 秀夫	〃 〃	1050番地

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成28年 5月10日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成27年12月10日 27高東土第2272号	香南市野市町新宮字 間窪178番ほか	高知市百石町三丁目14番1号 株式会社島土地 代表取締役 島 裕美

収用委員会公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による次の書面は、高知県収用委員会事務局において保管しているので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書面を受領しないときは、平成28年5月17日をもって同項の規定による通知があったものとみなされます。

平成28年4月26日（揭示済）

高知県収用委員会会長 山下 訓生

1 書面の種類

平成28年4月25日付け土地収用法に基づく現地調査の実施及び審理の開催についての通知書

2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名

高知市春野町西畑字本割1524番14及び1524番56、字十八間割1529番11並びに字横割2110番30の土地の所有者兼関係人（物件所有者）のうち次の者

住所及び氏名不明 亡土居馬吉の相続人

居所不明。ただし、住民票の住所

広島県呉市川尻町東一丁目13番25-204号 徳能 洋一

居所不明。ただし、住民票の住所

大阪府大阪市此花区高見三丁目16番8号 上田 弘稔

住所及び氏名不明 亡川内英子の相続人

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による次の書面は、高知県収用委員会事務局において保管しているので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書面を受領しないときは、平成28年5月17日をもって同項の規定による通知があったものとみなされます。

平成28年4月26日（揭示済）

高知県収用委員会会長 山下 訓生

1 書面の種類

平成28年4月25日付け土地収用法に基づく現地調査の実施及び審理の開催についての通知書

2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名

高知市春野町西畑字高川原割1500番38及び1500番58並びに字菅前割北ノ丁2101番ヲの土地の所有者兼関係人（物件所有者）のうち次の者

住所及び氏名不明 亡柳井熊吉の相続人

住所不明 柳井 スエノ

住所及び氏名不明 亡柳井スエノの相続人

住所不明 柳井 直澄

住所不明 柳井 百合子

住所不明 柳井 壽澄

住所及び氏名不明 亡柳井壽澄の相続人

住所及び氏名不明 亡柳井直澄の相続人

住所及び氏名不明 亡柳井百合子の相続人

土地収用法（昭和26年法律第219号）第138条第1項及び第2項の規定により読み替えて準用する同法第46条第2項の規定による次の書面は、高知県収用委員会事務局において保管しているので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書面を受領しないときは、平成28年5月17日をもって同項の規定による通知があったものとみなされます。

平成28年4月26日（揭示済）

高知県収用委員会会長 山下 訓生

1 書面の種類

平成28年4月25日付け土地収用法に基づく現地調査の実施及び審理の開催についての通知書

2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名

高知市春野町西畑字放レ須賀2109番8の土地を目的とする抵当権（昭和11年2月12日 第695号）の権利者のうち次の者

住所及び氏名不明 亡森和三郎の相続人